



決定書

異議申出人 野村 純一

広島県江田島市大柿町大君 1432番地

異議申出人が令和3年10月15日付けで提起した同年10月3日執行の江田島市議会議員一般選挙（以下「本件選挙」という。）における当選の効力に関する異議の申出について、江田島市選挙管理委員会（以下「本委員会」という。）は、次のとおり決定する。

主文

本件異議申出を棄却する。

異議申出の要旨及び理由

1 要旨

本件選挙における当選人古居俊彦（以下「本件当選人」という。）の当選を無効とする決定を求める。

2 理由

- (1) 本件選挙において選挙権を有する者は、引き続き江田島市に3か月以上住所を有するものでなければならない。
- (2) 公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第9条第2項にいう住所とは、民法（明治29年法律第89号）第22条に規定する「各人の生活の本拠をその者の住所とする。」と同義であると解される。
- (3) 住所認定は、住民票という形式的な手続によるものではなく、起居、寝食、入浴、電気・水道の使用など客観的に生活の本拠たる実態を具備しているか否かが最も重視されるべき事項であり、それらによって決すべきものである。
- (4) 本件当選人の後援会申込書のプロフィールには、「H29 神奈川県入庁（宮城県気仙沼市へ派遣），R3 神奈川県退職（気仙沼市の派遣解除）」とある。
- (5) 本件当選人は「ふるい としひこ」名のFacebookページにおいて、令和3年6月13日付けで塩竈神社（宮城県塩釜市）の投稿をしており、友人の「気仙沼5年目？6年目でしたっけ？」とのコメントに対し、本件当選人は「今年で6年目ですが、来月末で辞めて帰ります。」と答えている。
- (6) つまり、令和3年7月末まで神奈川県から気仙沼市に派遣されている職員であったことを本件当選人自らが説明していることになる。
- (7) 法第9条の要件を満たさない者は選挙権を有さず、選挙権を有しない者は選挙人名簿に登録される資格を有しないことから、本件当選人は本件選挙において投票及び立候補することができない。

(8) 江田島市に生活の本拠があることが疑わしい本件当選人は、法第9条に違反している疑義が強く、調査が必要と思料する。

本件当選人の意見書の要旨及び理由

令和3年10月21日付けで、本件当選人から本件異議申出への参加に係る申請があつたので、これを許可し、同日付けで意見書の提出を受けた。その要旨及び理由については、次のとおりである。

1 要旨

本件当選人に、法第9条の違反はなく、本件選挙における当選は有効である。

2 理由

- (1) 法第9条では、「市町村の区域内に引き続き3か月以上住所を有していたことがあり、かつ、その後も引き続き当該都道府県の区域内に住所を有するもの（抜粋）」とあるが、本件当選人は、この島で生まれ、この島で育ち、この島で働いていた。大学は島外に出たものの、戻ってきて生活をしている。
- (2) 本件当選人は、能美町に自宅を建て、3人の子育ても行っており、住民票は気仙沼市に行っても江田島市のままとしていた。
- (3) 本件当選人は、気仙沼市では、同市が用意した派遣職員宿舎の一室（宮城県気仙沼市古町二丁目8番47号B-107。以下「派遣宿舎」という。）で暮らしており、賃貸借契約等の手続及び家賃負担はなく、光熱水費を支払うのみであった。
- (4) 本件当選人は、一時的に5年ほど派遣宿舎から気仙沼市役所に通ったという物理的に江田島市から離れていたというイメージはあるが、子供たちは自宅で妻と暮らしており、被災地支援の単身赴任でしかない。
- (5) 本件当選人は、派遣期間中は、お盆やお正月に限らず、可能な限り継続して帰省しており、令和2年から新型コロナウイルス感染症の影響で移動の制限はあったものの、制限に無理のない範囲で移動していた。今年度においては本件選挙の準備もあり、4月、5月及び6月と毎月のように帰省していた。なお、遠方のため、日帰りや一泊のみというのは難しく、一度帰省すると数日は自宅で過ごしていた。
- (6) 法第9条の住所について、生活の本拠について問われているが、判例によれば、生活の本拠を複数持つということにはならず、单一であると判断されている。
- (7) 本件当選人の生活の本拠は、総合的に鑑みても江田島市の自宅にあるものと思う。

争点

市町村の議会の議員の被選挙権は、当該議員の選挙権を有する者で年齢25歳以上のものが有するとされ（法第10条第1項第5号），市町村の議会の議員の選挙権は、日本国民たる年齢18歳以上の者で引き続き3か月以上市町村の区域内に住所を有する者が有するとされる（法第9条第2項）。

4 結論

以上のことから、本件選挙における本件当選人の当選を無効とする決定を求める異議申出入の主張には理由が認められず、法第216条第1項において準用する行政不服審査法第45条第2項の規定に基づき、主文のとおり決定する。

令和3年11月14日

江田島市選挙管理委員会 委員長 御堂岡 勝 敏



教 示

この決定に不服がある者（本件選挙における選挙人及び候補者に限る。）は、この決定書の交付を受けた日又は法第215条の規定による告示の日から21日以内に、文書で広島県選挙管理委員会に審査を申し立てができる。